

草木の適切な管理をお願いします



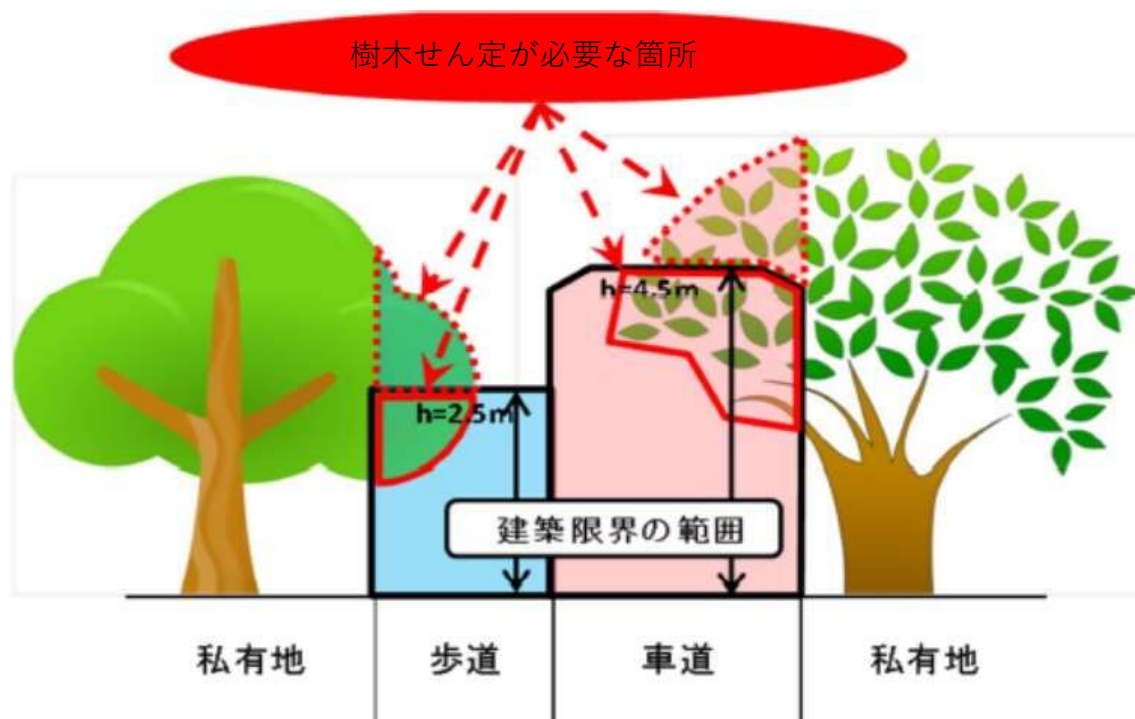
回覧

敷地内の草木を放置すると、道路に越境して交通の支障となる場合があります。私有地から出ている草木は土地所有者に所有権があるため、はみ出した草木が原因で事故が発生した場合は**土地所有者が管理責任**を問われることがあります（民法第717条・道路法第43条）。

皆さんが安全に道路を利用できるよう、伐採等で**草木の適切な管理をお願いします**。

○車道高さ4.5m以内または歩道高さ2.5m以内に越境している樹木は、すみやかなせん定をお願いします。

○その他の越境している樹木についても、せん定をお願いします。



※建築限界とは（道路法第30条・道路構造令第12条）

道路上の安全な通行を確保するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲内に障害となるものを置いてはならないとしています。これを建築限界といいます。

私有地の草木が通行の支障になっている際のお問い合わせ
印西市土木管理課 管理係：0476-33-4669

市道の草木が通行の支障になっている際のお問い合わせ
印西市土木管理課 維持係：0476-33-4670

その他農地や空き家、空き地等については下記担当へご相談下さい。

○**農地**に関することでお困りの場合
印西市農業委員会
0476-33-4707

○**国道・県道**の雑草についてお困りの場合
千葉県印旛土木事務所維持課
043-483-1146

○**空き家**に関することでお困りの場合
印西市建築指導課
0476-33-4657

○**空き地**の雑草等でお困りの場合
印西市環境保全課
0476-33-4495